

(仮称)新中央保育所整備基本計画

北本市

令和3年2月

1 新中央保育所整備基本計画について

- (1) 本市における公立保育所の建設は昭和45年から昭和52年に行われ、平成23年に東保育所を建替え、他3保育所については建設当初のまま現在に至っており、すでに最初の建設からは50年が経過している。

東保育所を除く3保育所については、建物の老朽化、経年劣化が進行しており、施設・設備共に早急な対応が求められていることから、今後の公立保育所における良好な保育環境を確保するため、平成27年に「公立保育所の再編に関する基本方針」が策定された。

- (2) この基本方針に基づき、新たな中央保育所に栄保育所を再編のうえ令和3年度に開所すべく準備を進めてきたが、国より3歳から5歳までの子どもたちの幼児教育・保育の無償化の方針が示されたことを踏まえ、新中央保育所の整備方針の大枠については現状のままとしつつも、当初の基本方針から再編の時期を2年間延期し、新中央保育所の開所時期を令和5年度以降とすることとなった。

- (3) このような経過から、中央保育所と栄保育所を統合のうえ、令和5年4月開所を目標とし基本設計を発注するため、その具体的な計画として、整備箇所、予定児童数、施設規模、運営方法、整備スケジュールなどを定めた「新中央保育所整備基本計画」を策定する。

2 保育需要の変化への対応

保育所利用状況の変化の主な特徴として、多様な就労形態の発生により低年齢児の入所割合や長時間保育利用者が増加していること、障がい児保育の導入、虐待児童への対応等社会的に配慮を必要とする児童が増加している傾向等が挙げられること、さらに、交通事情の変化により送迎に自動車を利用する保護者が増加しており、保育所近隣の駐車場を借り上げ対応している。

また、近年では自然災害や新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化から保育所における安全性の向上、安心して保育を行うことができる環境の確保が求められている。

3 再編にあたっての課題

- (1) 現在の中央保育所、栄保育所の通園児童の保育を継続しながら、新中央保育所の建設を行う必要がある。

- (2) 建設工事にあたっては、児童の安全はもとより地域住民への十分な配慮が求められている。
- (3) 新中央保育所の整備に際しては、両保育所の保育を継続しながらの速やかな移行が必要。また、コスト面、運営面から最適な手法を選択する。
- (4) 再編後の新中央保育所の建設予定地については、保育の継続、仮設園舎等の建設に係るコスト面、児童の安全面から栄小学校敷地内とする。
- (5) 栄小学校敷地内における建設場所の検討については、別紙（配置の検討案）に示すとおりとする。

4 新中央保育所整備基準

- (1) 建設予定地 北本市栄7番地（栄小学校敷地内）
現栄小学校敷地面積 18,700㎡

- (2) 入所定員について

単位：人

クラス別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	20	20	20	20	20	20	120

※なお、毎年の受入人数については、今後の市内全体における利用者ニーズを踏まえて検討するものとする。

- (3) 建物面積について

ア 埼玉県行政指導によるクラス別定員最低基準面積

単位：㎡

クラス別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
面積	33*2	33*2	40	40	40	40	292

※上記面積は保育室の最低面積であり、整備面積は別に検討するものとする。

※保育室は戸棚等の設置部分を除く有効面積を床面積として算定する。

イ 保育室以外の管理諸室、遊戯室、調理室、ランチルーム、便所、倉庫、共用部分等は必要面積を確保

5 保育所建設にあたっての配慮事項

- (1) 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保は重要であり、良好な日照、採光、通風に加え十分な安全性、防災性、防犯性を備えるものとする。
- (2) 地震発生時において児童の人命を守るとともに、被災後の保育の早期再開を可能とするため十分な耐震性を確保する。
- (3) 障がいのある児童の保育に適する環境とするため、バリアフリー対応とする。

- (4) 地域に開かれた保育所として園庭の開放が求められていることから、防犯対策を実施のうえ地域住民と共同利用ができる施設として計画するものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害等に配慮された施設とする。
- (6) 開所時は0歳児18名、1歳児18名、2歳児18名が利用できる面積で、年齢に応じた便所、シャワー等を備えた保育室を各年齢2室ずつとし、児童数の変化により、1歳児保育室は3歳児、2歳児室は4、5歳児による使用を想定した構造とする。
- (7) 将来、利用児童等が減少した場合に複合施設として利用出来るよう、構造、設備等に配慮すること。

6 関係法規等

以下、保育所整備に伴う関連法規等

■保育所に関する事項

- ・児童福祉法、同施行令
- ・子ども・子育て支援法、同施行令
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・埼玉県児童福祉法施行条例
- ・食品衛生法
- ・食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- ・食育基本法
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル

■建築物に関する事項

- ・建築基準法、同施行令
- ・埼玉県建築基準法施行条例、同施行規則
- ・都市計画法、同施行令
- ・消防法、同施行令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律
- ・下水道法
- ・水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・埼玉県福祉のまちづくり条例

【コストプランニング】

コストプランニングでは前提として、できる限りコスト縮減に繋がるよう計画する。そのためには建物の長期的な使用におけるライフサイクル費用を視野に入れて、バランスの取れた設計仕様の決定、建材・機器類の選定、工法の採用を行う。

- 建設コストの縮減 綿密な計画設計を行い、汎用品の採用やディテールの単純化、適正な設備・構造体の設計によりイニシャルコストの削減を図る。
- ランニングコストの削減 熱源の検討だけでなく、省エネルギー機器の採用、的確な空調計画、建物の断熱化、など光熱水費の縮減を目指す。
- 省資源化 リサイクル製品、再生砕石等工業副産物を積極的に利用する計画を行う。またモジュールの単純化や、工場製品の採用によって工事中の建設廃材の縮減により環境負荷を低減させる。
- 容易な保守管理 機器・材料等は永続的な使用物と適宜更新が望ましい物とに分かれる。ライフサイクルを見据えた計画設計により、的確な選定を行ってメンテナンスが最小限で済み、容易な保守管理ができる計画とする。

7 保育所の配置について

配置位置は複数案選定し、以下の検討項目を客観的に検討する。

- ・法・条例上の問題点
- ・建物配置上の問題点
- ・保育所運営上の問題点（旧栄小学校内の他施設との関連性の考慮）
- ・児童動線への影響
- ・給食動線上の問題点
- ・搬入車両動線の問題点（給食食材の配送、ゴミの集配等）
- ・建物計画上の問題点
- ・グラウンドの配置
- ・建設コスト（本体、解体・付帯、将来）

8 新中央保育所整備事業スケジュール（別紙に詳細を示す）

令和2年度	整備基本計画策定、建設予定地の選定
3年度	基本設計及び実施設計（R2～R3債務負担行為）、用地分筆測量
4年度	新築工事、外構整備工事、工事監理業務
5年度	<u>新中央保育所開設</u>
6年度	旧中央保育所及び栄保育所の解体

凡例

- 建物

未

未とりこわし建物

危

危険建物

借

借用建物

一時

一時使用建物
- 建物以外の工作物

自

自転車置場

吹

吹き抜けの廊下

門

正門、通用門

動

動物小屋

変

変電室

囲

囲障

受

受水槽

